

第1 本仕様書の目的

この仕様書は、令和5年度スタートアップ・エコシステム拠点都市推進事業を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

第2 委託事業の目的

人口減少に加え、若い世代の東京圏等への転出超過が課題となっている中、本県の産業が持続的に発展するためには、新たなビジネスや産業が絶え間なく作り出されることが重要であり、そのためには、先端的な技術を有するベンチャー企業が次々と生まれ、成長する環境をつくり、ベンチャー企業の集積を図ることが必要である。

本県では、これまで、大学等における創業機運の醸成や女性の創業支援など各種創業支援に取り組むとともに、ベンチャー企業については、技術シーズの発掘、設立後の販路開拓支援や事業拠点となる事務室の提供などの支援により、経営安定化や事業拡大を図ってきたところである。

しかしながら、新たに設立されるベンチャー企業の数、大学や国等の研究・教育機関が立地し、約2万人もの研究者が在籍しているにも関わらず、年平均で25社程度と横這いでの推移となっており、その一因として、研究者やベンチャー企業が交流する機会が少ないことや、ベンチャーキャピタル等の投資家や技術シーズを目利きしビジネスに繋げる経営人材が地域に不足していることなどが挙げられる。

このため、国内外の起業家や研究者や学生、投資家など多様な人材が集い交流し、新たな事業展開や投資の呼び込みなどを目指す交流プログラムを、つくば市内をはじめ茨城県内で定期的に開催することにより、つくばを中心にベンチャー企業の世界的な拠点形成を図ることを目的とする。

第3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

第4 事業の内容

本事業で実施する主な業務は以下のとおりとする。

なお、現在、新型コロナウイルスの感染拡大が続いていることから、事業の実施にあたり、受託者は、これらの詳細をあらかじめ県と調整すること。

(1) 継続的な交流プログラムの実施

ア 交流プログラムの内容

以下の①～⑤を組み合わせたプログラムを実施すること。なお、以下に含まれていない内容でも、本事業の目的に照らし、有効と認められるものについては、事前に県と調整したうえで、プログラムに含めることができるものとする。

①セミナー

様々な分野の有識者等によるセミナーを実施すること。

テーマは、以下のとおりとする。なお、以下に含まれていない内容でも、本事業の目的に照らし、有効と認められるものにおいては、含めるものとする。

【テーマ（例）】

- ・起業マインドの醸成に関する事
- ・資金調達に関する事
- ・人材確保に関する事
- ・投資に関する事
- ・販路開拓やマーケティング、事業展開に関する事
- ・行政や支援機関の施策や取組内容に関する事
- ・各業界やマーケットの最新情報などに関する事
- ・その他、スタートアップの創業・育成につながる事

②メンタリング

専門家による企業のアイデアやビジネスプランのブラッシュアップを実施すること。

③ピッチ

スタートアップ企業や支援者によるピッチを実施すること。

④参加者の交流（ネットワーキング）

参加した方々や、イベントに登壇した方々が交流できるスペースを確保し、交流の促進に努めること。

⑤ディスカッション

特定のテーマに関してディスカッションする場を設けること。テーマは、本事業の目的に照らし、有効と認められるものとし、事前に県と調整すること。

【テーマ（例）】

- ・県内のスタートアップや支援環境の現状・課題・展望等に関する事
- ・県内に立地している大学・研究機関、支援機関に関する事
- ・自治体のスタートアップ施策等に関する事
- ・優良なスタートアップの事例等に関する事。
- ・その他、スタートアップの創業・育成につながる事

イ 開催頻度については、概ね1ヶ月に1回程度実施すること。

開催曜日は、原則固定とすること。

開催時間は、参加者が参加しやすい時間帯とすること。

ウ 開催場所は、茨城県内（つくば市など）を原則とし、事前に県と相談すること。また、WEB会議ツール等を活用し、オンラインでも参加できるようにすること。

※社会情勢等を考慮し、事前に県と相談のうえWEB会議等のみでの開催とする事もできるものとする。

※WEB会議：インターネットを通じて、離れた場所で映像・音声のやり取りや資料の共有等を行うこと。

エ 必要に応じて、外部団体と連携しながら企画・実施するなど、プログラムの充実を図り、参加者及び交流機会を増やす工夫を行うこと。

(2) 首都圏等スタートアップ関係者の招聘

ア 首都圏など他地域のベンチャーキャピタルやアクセラレーター、産業支援機関、大企業など、県内スタートアップの創業・育成に係る支援者又は事業パートナーとなり得る者を招聘し、県内スタートアップや大学、研究機関、産業支援機関等と交流する機会（個別相談会、施設見学、ワークショップ、マッチング会等）を設けること。

- イ 開催頻度については、実施内容に応じて県と協議のうえ決定すること。
- ウ 開催日時及び開催場所については、（１）交流プログラムとの相乗効果を考慮した上で選定すること。

第5 事業の実施方法等

- （１）事業開始後、速やかに年間実施計画（テーマ、概要等）を策定すること。年間実施計画は、事業の進捗等に応じて、県と協議のうえ適宜見直すことができるものとする。
- （２）国内外の起業家、研究者、学生、投資家など様々な方が参加し交流できるように必要な広報を行うこと。広報期間については、概ね1か月程度確保すること。また、問い合わせ等に対応できる体制を確保すること。
- （３）「つくばスタートアップ・エコシステム・コンソーシアム」会員機関との連携を密に行うとともに、その他の県内外の関係機関・コミュニティとも積極的に連携すること。
- （４）本事業に協力の意思を示す人材の確保に努めること。なお、人材を確保した場合には、県に氏名等を報告すること。
- （５）参加者等に対しアンケートやヒアリング等を行い、適宜人材の繋ぎやフォローアップをすること。
例としては、資金調達や人材登用、起業や協業に向けた内容など、参加者のビジネスが促進できるものや、起業に近づくものにする。
- （６）（５）により参加者が利益を得られた内容や事例を適宜集計し、成果としてまとめるとともに、プログラムの改善に努めること。
- （７）国内外のスタートアップや支援機関、アクセラレーター等とのネットワークを構築し、適宜イベントへの繋ぎこみや、参加者に対するネットワーキングに活用すること。
- （８）政府、県及び開催会場等が定める新型コロナウイルス感染症の感染防止に係るガイドライン等を遵守・徹底することとし、参加者の安全確保を最優先すること。
- （９）その他業務の遂行上、必要な業務を執行すること。

第6 業務進捗会議の開催

- （１）交流プログラムの開催内容や開催結果及び成果など、業務の進捗状況等について県と情報共有をする業務進捗会議を開催すること。
- （２）業務進捗会議については、少なくとも毎月2回程度開催すること。

第7 業務報告書の作成及び提出

- （１）委託業務が終了したとき又は事情変更、契約違反による契約の解除があった際は、成果を記載した実績報告書及び収支決算書を、委託業務終了の日から起算して14日を経過した日又は令和6年(2024年)3月31日までのいずれか早い日までに県に提出すること。
- （２）実績報告書には、各回の交流プログラムの内容、広報・PR内容、参加者に関する情報（参加者数、属性、地域、リピーター率など）、成果（参加者が利益を得られた内容や事例など）、課題や改善点などを記載すること。

第8 その他

- （１）業務の実施に当たっては、県と十分に協議しながら実施すること。

- (2) この仕様書に定めるもののほか業務の実施に必要な事項や仕様書の内容に関し疑義が生じたときは、その都度、県と協議の上、決定する。
- (3) 経費の区分及び委託事業に係る使用可能な経費は別紙のとおりとする。
- (4) 本事業に係る経費は、証拠書類に基づき精算する。
- (5) 会計帳簿や労働関係帳簿類を整備し、当委託事業に係る経費等を明確にすること。
- (6) 本事業は、国の交付金（デジタル田園都市国家構想交付金）を活用した事業であり、会計検査院の現地検査等の対象となる。会計帳簿等は事業終了後5年間保管すること。

別紙

区 分	使用可能な経費
<p>1 継続的な交流プログラムの実施及び首都圏等スタートアップ関係者の招聘</p>	<p>①人件費 ②専門家謝金（メンタリング等） ③会場使用料 ④旅費 ⑤広報費 ⑥消耗品費 ⑦通信運搬費 ⑧印刷製本費 ⑨会議費 ⑩その他本業務の目的を達成するために必要と認められる経費</p>
<p>2 一般管理費</p>	<p>上記1の経費の10%以内</p>